令和７年度石岡市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱

（令和７年３月31日石岡市告示第315号）

（趣旨）

第１条　この告示は，危険ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため，危険ブロック塀等を撤去するものに対し，予算の範囲内で補助金を交付するものとし，当該補助金の交付については，石岡市補助金交付規則（平成17年石岡市規則第57号）に定めるもののほか，この告示の定めるところによる。

（用語）

第２条　この告示において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　危険ブロック塀等　道路面からの高さが80センチメートルを超える組積造又は補強コンクリートブロック造の塀であって，倒壊の危険性があるものをいう。

(2)　撤去工事　危険ブロック塀等の全部又は一部を撤去し道路面からの高さを80センチメートル以下に減じる工事をいう。ただし，建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第２項に規定する道路内にある危険ブロック塀等にあっては，その全部を撤去する工事に限る。

（補助事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は，次の各号に掲げる要件の全てを満たす撤去工事であること。

(1)　危険ブロック塀等が本市の区域内に存すること。

(2)　危険ブロック塀等が市内小中学校が指定する通学路又は石岡市地域防災計画に定める緊急輸送道路若しくは避難路に面すること。ただし私道に面するものは除く。

(3)　当該危険ブロック塀等が建築基準法第９条第１項又は第７項の規定による命令の対象となっていないこと。

(4)　土地又は建物の販売を目的として撤去工事を行わないこと。

(5)　狭あい道路整備事業補助金の交付の対象となって撤去を行うものでないこと。

(6)　既にこの補助金の交付の対象となった危険ブロック塀等と同一の敷地内に存する危険ブロック塀等の撤去工事でないこと。

(7)　当該危険ブロック塀等が道路改良その他の公共事業の補償の対象でないこと。

２　補助事業は，建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第３項に規定する建設業者又

は建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）第２条第12項に規定する解体工事業者が施工しなければならない。

（補助の対象者）

第４条　補助金の交付対象となる者は，危険ブロック塀等の所有者又は管理者であって，次の各号に掲げる要件の全てを満たす者をいう。

(1)　市税等を滞納していないこと。

(2)　石岡市暴力団排除条例（平成23年市条例第17号）第２条第２号及び第３号に規定する者でないこと。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，撤去工事に要する費用とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は，補助対象経費の額に３分の２を乗じて得た額若しくは撤去工事を行う危険ブロック塀等の面積に１平方メートル当たり10,000円を乗じて得た額のいずれか低い額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てた額）とし，100,000円を上限とする。

（協議）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，あらかじめ申請に係るブロック塀等が，危険ブロック塀等に該当するか否かについて，事前調査を受けなければならない。

２　前項の事前調査を受けようとする者は，石岡市危険ブロック塀等撤去補助金事前相談依頼書（様式第１号）に，関係書類を添えて，市長に提出しなければならない。

３　市長は，前項の規定による申請を受けたときは，現地調査を行い，危険ブロック塀等に該当するか否かを判断し，その結果を，危険ブロック塀等撤去補助金事前協議結果通知書（様式第２号）により，申請者に通知するものとする。

（交付の申請）

第８条　補助金の交付を受けようとする者は，危険ブロック塀等撤去補助金交付申請書（様式第３号）に関係書類を添えて，市長が定める期日までに提出しなければならない。

（交付の決定）

第９条　市長は，前条の規定による申請があった場合は，当該申請に係る書類等の審査及

び必要に応じて現地調査等により，補助金の交付を決定したときは，危険ブロック塀等撤去補助金交付決定通知書（様式第４号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（交付の条件）

第10条　市長は，補助金の交付の決定をする場合において，次に掲げる条件を付すものとする。

(1)　補助金をその目的以外に使用してはならないこと。

(2)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては，速やかに，市長に報告してその指示を受けるべきこと。

(3)　その他市長が必要と認める条件

（変更の申請）

第11条　第９条の規定により補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は，次の各号のいずれかに該当するときは，速やかに，危険ブロック塀等撤去補助金変更承認申請書（様式第５号）を市長に提出し，その承認を受けなければならない。

(1)　補助事業の内容を変更（軽微なものを除く。）しようとするとき。

(2)　補助対象経費の額を変更しようとするとき。

(3)　補助事業の中止又は廃止しようとするとき。

２　市長は，前項の規定による申請があった場合は，その内容を審査し，適当と認めるときは，危険ブロック塀等撤去補助金変更承認通知書（様式第６号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第12条　申請者及び補助事業等の内容の変更の申請をした者は，前２条の規定による通知を受けた場合において，補助事業の中止又は実施困難等により当該通知に係る補助金の交付の申請の取下げをするときは，市長が定める期日までに，危険ブロック塀等撤去補助金交付申請取下書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

２　前項に規定する申請の取下げがあったときは，当該申請に係る補助金の交付の決定は，なかったものとみなす。

（実績報告）

第13条　補助事業者は，補助事業が完了したときは，速やかに，危険ブロック塀等撤去補助金実績報告書（様式第８号）に関係書類を添えて，市長が定める期日までに提出しな

ければならない。

（補助金の額の確定）

第14条　市長は，前条の規定による報告を受けたときは，報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により，その報告に係る内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し，適合すると認めたときは，交付すべき補助金の額を確定し，危険ブロック塀等撤去補助金額確定通知書（様式第９号）により当該報告をした者に通知するものとする。

（交付の請求）

第15条　前条の規定による通知を受けた者は，補助金の交付を受けようとするときは，請求書により補助金の交付を請求しなければならない。

（交付決定の取消し）

第16条　市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1)　偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)　補助金を定められた目的以外に使用したとき。

(3)　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4)　法令又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。

(5)　市長が特に必要があると認めるとき。

２　前項の規定は，補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

３　第９条の規定は，第１項の規定による取消しをした場合について準用する。

４　市長は，第１項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において，補助事業の当該取消しに係る部分に関し，既に補助金が交付されているときは，危険ブロック塀等撤去補助金返納・返還命令書（様式第10号）により，期限を定めて，その返納又は返還を命ずるものとする。

（理由の提示）

第17条　市長は，補助金の交付の決定の取消しをするときは，当該補助事業者に対してその理由を示すものとする。

（関係書類の保存）

第18条　補助事業者は，撤去工事に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他の関係書

類を撤去工事が完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（その他）

第19条　この告示に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は，令和７年４月１日から施行する。

（令和６年度石岡市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱の廃止）

２　令和６年度石岡市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱（令和６年石岡市告示第392号）は，廃止する。

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

石岡市長　宛

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者の氏名

連絡先

石岡市危険ブロック塀等撤去補助金事前相談依頼書

令和７年度石岡市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第７条第２項の規定により，危険ブロック塀等に該当するか否かについて，下記のとおり事前相談の申請をします。

記

<table>
<tr><td>危険ブロック塀等の所在地</td><td colspan="2">石岡市</td></tr>
<tr><td rowspan="3">危険ブロック塀等の概要</td><td>構造</td><td>□補強コンクリートブロック造
□組積造（石造，れんが造等）</td></tr>
<tr><td>道路からの高さ</td><td>m</td></tr>
<tr><td>避難路等に面する長さ</td><td>m
（うち撤去を行う長さ　　　m）</td></tr>
</table>

※この申請は，申請したブロック塀等が危険ブロック塀等に該当するか否かについて，事前調査を受けるためのものです。この調査により，危険ブロック塀等と判断された場合は，補助金の交付申請をすることができます。

【添付書類】

□　付近見取り図

□　配置図

□　ブロック塀等の現況写真

（別添）

申請者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

「ブロック塀等の点検のチェックポイント」による点検表

補強コンクリートブロック造の塀

①　塀は高すぎないか 塀の高さは地盤から2.2m以下か。	高　　さ　　　　　m※	
	□　2.2m以下	□　2.2m超
②　塀の厚さは十分か 塀の厚さが10ｃｍ以上か。 （塀の高さが2.0mを超え2.2m以下の場合は15ｃｍ）	厚　　さ　　　　　cm	
	□　十分	□　不十分
③　控え壁はあるか（塀の高さが1.2m超の場合） 塀の長さ3.4以下ごとに，塀の高さの1/5倍以上突出した控え壁があるか。	□　あり	□　なし
	間　隔	m※
	突出した長さ	cm
④　基礎があるか コンクリートの基礎があるか。	□　あり	□　なし
⑤　塀は健全か 塀に傾き，ひび割れ等はないか。	□　あり	□　なし

組積造の塀（レンガ造，石造等）

①　塀は高すぎないか 塀の高さは地盤から1.2m以下か。	高　　さ　　　　　m※	
	□　1.2m以下	□　1.2m超
②　塀の厚さは十分か 塀の高さの1/10以上の厚さがあるか。	厚　　さ　　　　　cm	
	□　十分	□　不十分
③　控え壁はあるか 塀の長さ4.0以下ごとに，塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。	□　あり	□　なし
	間　隔	m※
	突出した長さ	cm
④　基礎があるか コンクリートの基礎があるか。	□　あり	□　なし
⑤　塀は健全か 塀に傾き，ひび割れ等はないか。	□　あり	□　なし

記入方法

1　各項目の点検結果（高さ，厚さ，控え壁）については実測値を記入し，該当する□にレ印を書き入れてください。

2　高さ及び控え壁の間隔は，小数点以下第一位（第二位以下切捨）まで記入してください。

様式第２号（第７条関係）

第　　　　号
年　　月　　日

様

石岡市長

危険ブロック塀等撤去補助金事前協議結果通知書

年　　月　　日付けで申請のあった石岡市危険ブロック塀等撤去補助金事前相談依頼書について，令和７年度石岡市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱第７条第３項の規定により，下記のとおり決定したので通知します。

記

ブロック塀等の所在地	石岡市	
補助対象となる塀等	該当　・　非該当	
ブロック塀等の種類	□補強コンクリートブロック　□組積造（レンガ造，石造）	
ブロック塀等の概要	道路面からの高さ	m
	避難路等に面する長さ	m
理由		

※注意事項

この通知は，ブロック塀等の安全性又は危険性を証明するものではございません。

様式第３号（第８条関係）

年　　月　　日

石岡市長　宛

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者の氏名

連絡先

危険ブロック塀等撤去補助金交付申請書

危険ブロック塀等撤去補助金の交付を受けたいので，令和７年度石岡市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱第８条の規定により下記のとおり申請します。

記

１　危険ブロック塀等及び撤去工事の概要

<table>
<tr><td>危険ブロック塀等の所在地</td><td colspan="2">石岡市</td></tr>
<tr><td>撤去工事種別</td><td colspan="2">□全部撤去　　□部分撤去</td></tr>
<tr><td rowspan="3">危険ブロック塀等の概要</td><td>構造</td><td>□補強コンクリートブロック造
□組積造（石造，れんが造等）</td></tr>
<tr><td>道路からの高さ</td><td>m</td></tr>
<tr><td>避難路等に面する長さ</td><td>m
（うち撤去を行う長さ　　m）</td></tr>
<tr><td>撤去工事を行う者</td><td colspan="2">住所又は所在
氏名又は名称
建設業の許可番号又は解体工事業の登録番号</td></tr>
<tr><td>撤去工事予定期間</td><td colspan="2">年　　月　　日　　から　　年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td>撤去工事に要する費用の総額</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>交付申請額</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td colspan="3">（誓約・同意欄）
私は令和７年度石岡市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱第４条各号の要件を満たすことを誓約します。また，審査のため必要な限度において，私の住民記録，納税状況その他の事項について市が関係機関へ照会することに同意します。

申請者氏名（署名）</td></tr>
</table>

２　添付書類

(1)　付近見取り図

(2)　撤去工事に要する費用の見積書の写し

(3)　申請に係る危険ブロック塀等が複数の者の共有に属するものにあっては，撤去工事の実施に関する共有者の同意書

(4)　危険ブロック塀等のある土地の登記事項証明書

(5)　申請日において発行可能な申請者の市区町村税の納税証明書

様式第４号（第９条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

様

石岡市長

危険ブロック塀等撤去補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった補助金については，下記のとおり交付することに決定したので，令和７年度石岡市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱第９条の規定により通知します。

記

１　交付決定額　　金　　　　　　　　　円

２　交付の条件

(1)　補助金をその目的以外に使用してはならないこと。

(2)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては，速やかに，市長に報告してその指示を受けるべきこと。

様式第５号（第11条関係）

年　　月　　日

石岡市長　宛

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者の氏名

連絡先

危険ブロック塀等撤去補助金変更承認申請書

　　　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付の決定の通知を受けた補助金について，下記のとおり変更をしたいので，令和７年度石岡市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱第11条第１項の規定により申請します。

記

１　変更の内容

２　変更の理由

様式第６号（第11条関係）

第　　　　　号
年　　月　　日

様

石岡市長

危険ブロック塀等撤去補助金変更承認通知書

　　　　年　　月　　日付けで変更の申請のあった補助金については，下記のとおり承認したので，令和７年度石岡市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱第11条第２項の規定により通知します。

記

変更の内容

様式第７号（第12条関係）

年　　月　　日

石岡市長　宛

住所

氏名

電話

危険ブロック塀等撤去補助金交付申請取下書

年　　月　　日付けで交付決定通知のあった補助金について，令和７年度石岡市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱第12条第１項の規定により，申請を取下げます。

記

取下げの理由

様式第８号（第13条関係）

年　　月　　日

石岡市長　宛

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者の氏名

連絡先

危険ブロック塀等撤去補助金実績報告書

　　　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付の決定の通知を受けた補助金に係る補助事業が完了したので，令和７年度石岡市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱第13条の規定により下記のとおり報告します。

記

１　交付決定額　　　　金　　　　　　　　円

２　実　績　額　　　　金　　　　　　　　円

３　添 付 書 類

(1)　補助事業に係る契約書の写し

(2)　補助事業に係る領収書等の写し

(3)　撤去作業中及び補助事業完了後の危険ブロック塀等の写真

様式第９号（第14条関係）

第　　　　　号
年　　月　　日

様

石岡市長

危険ブロック塀等撤去補助金額確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のあった危険ブロック塀等撤去補助金については，下記のとおり補助金の額を確定したので，令和７年度石岡市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱第 14 条の規定により通知します。

記

補助金の確定額　　　金　　　　　　　　　円

様式第10号（第16条関係）

第　　　　号
年　　月　　日

様

石岡市長　　　　　　　印

危険ブロック塀等撤去補助金返納・返還命令書

年　　月　　日付け第　号で交付決定を取り消した補助金について，令和7年度石岡市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱第16条第4項の規定により，次のとおり返納又は返還を命じます。

記

1　返納・返還すべき金額　　金　　　　　　　　円

2　返納・返還期限　　　　　　年　　月　　日

3　返納・返還方法　　　　別紙返納通知書による。

4　補助金の内容

交付決定通知	年　　月　　日付け通知（　　　　第　　　号）
補助金交付決定額	円
確定通知	年　　月　　日付け通知（　　　　第　　　号）
補助金確定通知額	円
補助金の既交付額	円（　　年　　月　　日交付）
返納・返還事由	

(1)　交付決定通知・補助金交付決定額・確定通知・補助金確定通知額は，それぞれ石岡市補助金交付規則第10条第1項の規定による補助金の交付決定の全部又は一部の取消し又は変更があった場合及び同規則第19条第1項の規定による交付決定若しくは補助金の確定の全部又は一部の取消しがあった場合は，取消し後又は変更後のものを記入すること。

(2)　石岡市補助金交付規則第19条第1項の規定による決定の取消しに関し，補助金等の返還を命ぜられたときは，その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までに応じ，当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については，既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付することになるので，速やかに返還すること。

(3)　補助金等の返納又は返還を命ぜられ，これを納期日までに納付しなかったときは，納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ，その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付することになるので，速やかに返納又は返還すること。